

債務負担行為の設定を行った履行期間1年未満の設計、測量、地質調査 委託業務について

令和6年度より、平準化の促進を図ることを目的として、債務負担行為の設定を行った履行期間1年未満の設計、測量、地質調査委託業務（以下「平準化委託」という。）の発注を行いますのでお知らせします。

1 委託件名について

履行時期の平準化を目的として債務負担行為の設定を行った履行期間1年未満の委託であることを明確にするため、委託件名の末尾に「(平準化委託)」と記載します。

2 契約区分及び前金払について

(1) 契約区分：確定契約

(2) 前金払：当初年度に一括で支払い（当初年度の支払いは、原則として前金払のみ）

※前金払の適用範囲か否かは、契約代金額により異なります。

3 部分検査及び部分払について

当初年度での部分払いは原則として行いません。

4 適用

令和6年4月1日以降に契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）を行う案件から適用します。

<問い合わせ先>

（履行期間の平準化に関すること）

財政局公共事業調整課 電話：671-2025

（入札・契約の制度に関すること）

財政局契約第二課 電話：671-2186

※個別案件に関することは、各案件の契約事務担当課にお問い合わせください。

（電子入札システムに関すること）

電子入札ヘルプデスク 電話：662-7992